

2026（令和8）年度大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る 特に優れた業績による第一種奨学金返還免除内定候補者の募集について

日本学生支援機構（以下「機構」とする）から、2026（令和8）年度大学院修士課程及び専門職学位課程に進学予定かつ、入学後「第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）」（以下同様）奨学生として採用されることを前提に、返還免除内定候補者の推薦依頼がありました。希望者は以下のとおり申請してください。

1 制度創設の目的

次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀な低所得世帯の大学学部生等に対して、大学院修士課程及び専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）での修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的として創設されました。

2 制度の概要

特に優れた業績による奨学金返還免除制度とは、大学院（修士課程・専門職学位課程・博士課程）において、第一種奨学金の貸与を受けた学生で貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる場合には、貸与期間終了時においてその奨学金の全部又は一部（半額）の返還が免除されるものです。本制度は、このうち、修士課程等進学時に第一種奨学金貸与終了時に決定する業績優秀者の返還免除を内定する制度です。

内定者となった場合には、年に1回中間評価があり、内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します。

また、貸与終了時に改めて業績による返還免除申請をする必要があります。

3 対象者

2026（令和8）年度に修士課程等への進学を希望している者。

既に大学学部等を卒業している者、飛び級により進学を予定している者等、各大学院において入学資格があると認められた者はいずれも対象となります。

*「留学ビザ」の方は「第一種奨学金」の対象外のため、本制度の対象となりません。

4 申請要件

（1）2026（令和8）年度に法政大学大学院修士課程（博士前期課程）、専門職学位課程に進学予定であり、入学後に機構第一種奨学金を貸与予定であること（大学院入試出願前でも申請可能）。

（2）以下の①～③のいずれも満たしていること。

① 大学学部等において修学支援新制度（旧給付奨学金を含む）を利用していること（*1）又は住民税非課税世帯であること（*2）が本学で確認できること。

（*1）修学支援新制度の利用者とは、本内定制度推薦時点で支援区分が第Ⅰ区分～第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）又は多子世帯（支援区分は問わない）のいずれかの者です。

また、今年度の募集から、資産超過により停止となっている者は対象外となります。

（

（*2）学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の所得証明書等（取得可能な最新の年度のもの）により全員の住民税所得割額が非課税であることを本学が確認できること。また、「7 提出書類」の「(6) 資産の申告書」を提出する必要があります。

② 特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」（*3））への進学を希望していること。

（*3）どちらの特定分野に当てはまるかは、大学で総合的に判断します。

③ 将来、上記②に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者。

5 2026（令和8）年度の本学への推薦依頼数

修士課程 **7名**

専門職学位課程 **2名**

※本学から推薦された場合にも、必ずしも内定候補者として決定されるとは限りません。

6 申請手順

- (1) 事前登録フォームに登録する。
URL : <https://forms.gle/jgTPwC34VD8CnevaA>
- (2) 機構のホームページよりスカラネット入力を行う（本学の識別番号〈ユーザーID とパスワード〉は事前登録フォーム入力後にメールにてお知らせします。）
URL : <https://www.sas.jasso.go.jp/>
「○返還免除内定制度の申込」を選んで入力してください。
(注) 今回は奨学金のお申込みは受け付けていませんので、奨学金の新規申込は選ばないでください。
- (3) 「7 提出書類」に記載の提出書類を全て揃えて、郵送又は窓口提出する。

7 提出書類

- (1) 申請書（様式1）
- (2) 経済要件を確認する書類（申請書記載の3. 添付書類の提出書類参照）
- (3) 大学学部の成績を示す書類（申請書記載の3. 添付書類の提出書類参照）
- (4) 研究計画書（様式2）
- (5) 在学等の教員推薦書（様式3）
- (6) (修学支援新制度対象外の方のみ) 資産の申告書（様式4）

8 提出書類に関する注意事項

- (1) 教員推薦書の教員署名欄と資産の申告書（様式4）以外は、パソコン入力してください。手書きの場合にはボールペンで読みやすく記入してください。
*フリクションタイプのボールペンは絶対に使わないでください。
*資産の申告書（様式4）については、PDF ファイルにパソコン入力ができる方はパソコン入力でも構いません。
- (2) 大学学部の成績を示す書類について、法政大学在学学生（通信教育課程を除く）は、成績証明書に代えて成績通知書（2025 年度春学期の成績まで反映されたもの）でも構いません。
- (3) 全ての書類が揃わない場合には、受け付けることができません。

9 提出期限・提出先

提出期限: 2026 年 1 月 13 日 (火) 17:00 厳守

提出先・郵送先:

市ヶ谷キャンパス	学生センター厚生課	〒102-8160	東京都千代田区富士見 2-17-1
多摩キャンパス	学生センター多摩学生生活課	〒194-0298	東京都町田市相原町 4342
小金井キャンパス	学生センター小金井学生生活課	〒184-8584	東京都小金井市梶野町 3-7-2

10 返還免除内定者の決定

各大学からの推薦者について、機構が設置する認定委員会の議を経て、返還免除内定者が決定します（機構からの採否結果通知は、2026 年 7 月下旬を予定）。

11 返還免除内定者の内定取消

返還免除内定者となった場合でも、入学後 6 カ月以内に第一種奨学生（授業料後払い制度を含む）として採用されなかったときは、内定の効力を失います。

また、貸与期間中に奨学金の交付の「警告」「停止」「廃止」処置を受けた場合や、修業年限内で課程を修了できない見込みがないと判断された場合にも、返還免除内定者の身分が取り消されます。

12 その他

- (1) 内定候補者に申請した方は、本学大学院に入学した 2026 年春の在学採用で機構第一種奨学金の申請を行う必要があります。

- (2) 内定候補者に決定した場合でも、法政大学大学院以外に進学された場合には対象となりません。
- (3) 内定候補者とならなかった場合でも、第一種奨学金の貸与終了年度に優れた業績による返還免除制度に申請することができます。その際には、修学支援新制度利用や非課税世帯等の要件はありません。
- (4) 内定は、大学院入学後に採用された最初の奨学金にのみ適用されます。例えば、業績免除内定制度をもって進学し、1年次に「授業料後払い」制度に採用された後、2年次で「授業料後払い」を辞退して「第一種奨学金」に採用された場合は、「第一種奨学金」には返還免除の内定は適用されません。

1 3 問合せ先

- (1) 書類提出やスカラネット入力に関すること、提出書類 7 (1)、(2)、(6) 経済要件、機構奨学金制度に関すること
 - ・市ヶ谷キャンパス 学生センター厚生課 03-3264-9488
 - ・多摩キャンパス 学生センター多摩学生生活課 042-783-2151
 - ・小金井キャンパス 学生センター小金井学生生活課 042-387-6042
- (2) 特定分野、提出書類 7 (3)、(4)、(5) に関すること
 - ・大学院事務部大学院課入試広報・奨学金担当 03-5228-0552

以上